

医療法人清澄会

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育ての両立を図ることができ、働きやすい環境を作ることによって、職員が能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和7年8月1日～令和9年7月31日までの2年間
- 2 計画内容

目標1：男性職員の育児休暇取得促進

【対策】

令和7年9月～目標達成のため、全職員及び管理職を対象とした諸会議を通じて周知徹底をはかる。

目標2：各月ごとの時間外労働（法定内、法定外含む）を20時間未満とする。

【対策】

令和7年 9月～ 管理職を対象とした諸会議を通じての
周知徹底

令和7年10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を
把握

医療法人清澄会